農地バンク制度は、農地所有者に管理できなくなった農地を登録していただき、借りたい人へ紹介して利用していただく制度です。農地を貸したい人、借りたい人は、お気軽にご相談ください。

＜農地バンクのイメージ図＞

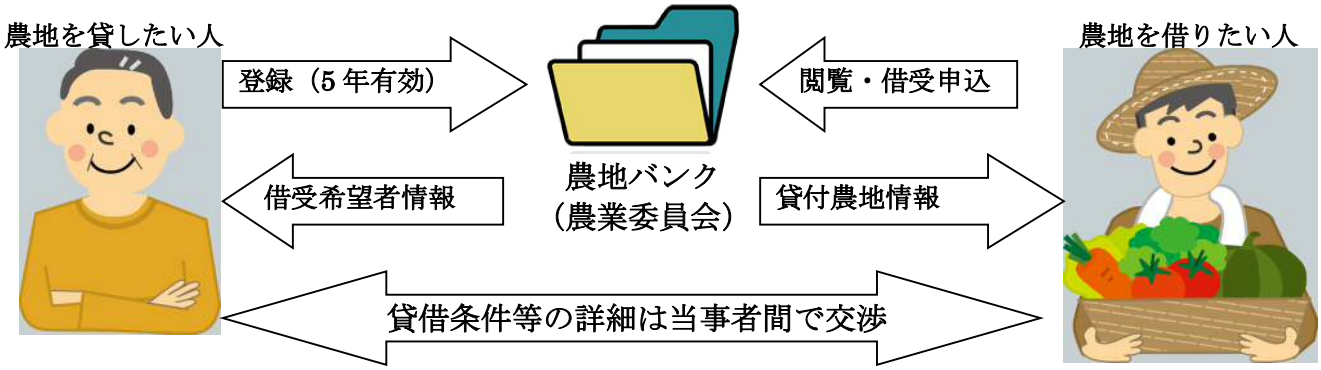

※新規に農業を始めることを検討している個人・法人の方は、手続きについて事前にご相談ください。
※農地バンク制度でご紹介するのは、農地の貸し借りのみで、売買の斡旋は行いません。

お問合せ　日進市農業委員会事務局（ＴＥＬ0561-73-2197）

□農地を貸したい人

■貸付希望農地の登録

農業委員会窓口にて「登録申請書」に必要事項を記入・押印し、提出してください。登録された翌年度の４月１日から５年間有効です。

■登録できる農地

市街化調整区域内の農地

■賃借料

ご希望の金額を記入いただけますが、実際の金額は借受希望者と相談していただくことになります。市ホームページで標準的な賃借料を公開していますので参考にしてください。

□農地を借りたい人

■農地を借りられる人

1）農家証明の発行要件のある農業者・農業生産法人・認定農業者等

2）新規に農業を始めたい個人・法人

①農地を所有していないが一定の農業経験のある人

- 農業高校・農業大学校等卒業者又は卒業する見込みのある人、農業研修施設等の修了者又は修了する見込みのある人、農家・農業生産法人等において２年以上農業に従事した人
- 日進アグリスクール（家庭菜園コース）修了生又は修了する見込みのある人

②農業への新規参入を希望する一般法人

・農業生産法人以外の法人で、その法人の業務を執行する役員のうち１人以上の者が、その法人の行う農業に常時従事すると認められる法人

※新規に農業を始めたい個人・法人の方は、事前に農業委員会事務局にご相談ください。

■貸付農地の情報提供

登録された農地の地番や面積、位置図などを公開します。新規に農業を始められる方へは、新規就農計画書をご提出いただいた上での公開となります。ご希望の農地が見つかれば、事務局が所有者へ連絡を入れます。その後に、貸借条件等を双方でご相談いただきます。

■賃借料、貸借期間等

農地の所有者とご相談の上、決定していただきます。

□共通事項

■農地バンク制度を利用した農地の貸し借りは、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定（３月、６月、９月、１２月の年４回受付）により有効になります。※貸借期間が満了すると、貸借は解除されます。

■新規に農地を借りたい個人・法人については、解除条件付の利用権設定となります。※解除条件付利用権設定・・・借りた農地が管理不足となった場合は、貸借が解除されます。

■農地バンクでは、農地の売買あっ旋は行いません。

お問合せ　日進市農業委員会事務局（ＴＥＬ0561-73-2197）